適合車等標章送付先の指定書

請求者　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、以下に指定する者が、私の代理人として適合車等標章を受領することを、承諾します。

つきましては、私が交付を申請した適合車等標章は、以下の代理人の住所あてに送付してくださるようお願いします。

代理人の氏名 （会社名及び担当者氏名）	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （担当者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代理人の住所 （事業所の所在地）	〒＿＿＿＿－＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代理人の連絡先 （電話番号）	☎＿＿＿＿（＿＿＿＿）＿＿＿＿
代理人の種類	１．自動車販売事業者（ディーラー等） ２．自動車分解整備事業者（民間車検場等） ３．自動車賃貸事業者（リース会社等） ４．その他（具体的に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

注）　１．氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
　　２．返信用封筒には、上記の代理人の氏名及び住所を記載してください。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年大阪府条例第６号）　（抜粋）

（適合車等標章の表示）
第40条の16　（略）
２　知事は、車種規制適合車等の所有者又は使用者からの請求に基づき、適合車等標章を交付するものとする。
３～５　（略）

（適合車等標章の不正使用等の禁止）
第40条の26　（略）
２　（略）
３　適合車等標章は、当該車種規制適合車等以外の対象自動車に使用してはならない。

第116条　次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一　（略）
二　（略）第40条の26第３項の規定に違反した者
第117条　次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
一　（略）
二　偽りその他不正の手段により第40条の16第２項の規定による交付を受けた者
三～五　（略）